

早稲田大学 大学院法学研究科  
2018 年度 修士課程入学試験問題（国内受験）  
【専修科目】

民事法学専攻

国際私法 専修

次の問題のうち 1 問を選択して答えなさい。

1. X 女と Y 男は、ともにアメリカ合衆国の国籍を有している、X は A 州で、Y は B 州で生まれ育った。X は 2016 年 1 月にアメリカ合衆国 A 州で前夫との離婚判決を得た後来日し、日本において Y と出会い、2016 年 12 月に日本で婚姻の届け出をした。  
その後、X は、Y との婚姻は、待婚期間に違反して無効であるとして、日本において婚姻無効の申立をした。  
なお、A 州の待婚期間は 1 年、B 州のそれは 8 か月であるとする。  
この問題の準拠法の適用関係について述べなさい。
2. 通則法における消費者保護を準拠法指定の観点から説明しなさい。
3. 国際取引紛争の解決方法として、仲裁が優れているといわれる理由を述べなさい。

答案の書き方（横書／縦書）

六法全書の使用を（認める）／認めない